

評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人万陽会（以下「法人」という。）の定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 評議員には、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表1の通り報酬を支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表2により費用を弁償する。

(報酬等の支給方法)

第4条 評議員に対する報酬等の支給は、原則として評議員会を行った日とする。
2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年5月19日から施行する。

別表1 評議員の報酬

日額 2,000円

別表2 評議員の費用弁償の額

日額 1,000円（市内在住）、1,500円（市外在住）